

庄原市行政評価シート

令和2年度評価

事務事業名 有害鳥獣防除事業(鳥獣被害防止総合対策交付金事業)

所管	企画振興	部	林業振興	課
実施期間	平成 23	年度～		年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計	款	項	目
	01	06	03	02
	一般会計	農林水産業費	林業費	林業振興費
事業	3805 有害鳥獣防除事業			
対象者	農林業従事者、市民等			対象者数など 不特定
根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、庄原市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱、庄原市鳥獣被害防止計画			
HPアドレス	—			
実施目的	庄原市有害鳥獣対策協議会が実施する事業経費に対して助成を行い、庄原市内の鳥獣被害防止施策の実践的な活動を推進する。			
事務事業の概要	(1)捕獲班への貸出用箱わな等の購入経費の助成 (2)地域要望に基づき、集落全体を防除する防除柵の資材等を購入し各集落への貸与するための経費の助成			
年度別実績概要	平成29年度	(1)捕獲柵購入 9基 (2)侵入防止柵設置 6地区 L=9,790 m		
	平成30年度	(1)捕獲柵購入 10基 (2)侵入防止柵設置 2地区 L=2,000 m		
	令和元年度	(1)捕獲柵購入 8基 (2)侵入防止柵設置 14地区 L=14,673 m		

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	H29	H30	R1	計
	事業費	補助金	有害鳥獣被害防止総合対策事業 (2)	3,451	918	6,428
		(1)	717	778	611	2,106
		計	4,168	1,696	7,039	12,903
国県支出金		鳥獣被害防止総合対策交付金	4,168	1,696	7,039	12,903
財源	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	0	0	0

	指標名称	単位	基準値	H29	H30	R1	計
実績 (アウトプット)	1 捕獲柵購入	基		9	10	8	27
	2 侵入防止柵の設置	m		9,790	2,000	14,673	26,463
	3						0
成果 (アウトカム)	1 設置研修会受講させ効果的な設置方法を学習	地区		6	2	14	22
	2						0
	3						0
備考	侵入防止柵は、設置する集落に対して資材を貸与し、設置及び管理は集落で行うことになっており、設置者に対して研修会の受講を義務付けることにより、地域ぐるみでの侵入防除対策の推進に寄与している。						

事務事業名	有害鳥獣防除事業(鳥獣被害防止総合対策交付金事業)
-------	---------------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 農林業従事者、市民等				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性				市民の自立性についての評価は事業の性質上、そぐわない
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	イノシシの被害軽減のための侵入防止柵の設置を行っている。平成23年度からの継続事業で、事業内容についても年々内容変更を行うなかで、侵入防止効果の高い設置方法等が行えるよう随時修正を行っている。イノシシ被害の現状から所管課としては今後も本事業を継続していく必要があると考えていることに対し、意見を伺いたい。
課題	対策の相手が野生鳥獣であり、学習能力も年々高くなる傾向が強くなり、これで完璧といった対策にはなり得ていない。捕獲と、防除の両輪での被害対策を行っているが、地域の実施者の高齢化等により、捕獲や防除が継続的に行えなくなっていくことが課題である。